

令和4年度 ナラ枯れ被害対策実施方針

1 目的

県は前年度のナラ枯れ被害状況を踏まえ、効果的な防除対策を推進するため、被害状況に応じた具体的な実施方針を定めるもの。

2 目標

- (1) 未被害地域への被害の拡大を阻止する。
- (2) ナラ林の伐採利用を促進し、被害を受けにくい広葉樹林への若返りを図る。

3 重点事項

- (1) 被害監視の徹底
- (2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 関係機関との情報及び防除方針の共有
- (4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備
- (5) 伐採更新によるナラ林の若返り
- (6) ナラ類の利用、移動に伴う被害拡大の防止
- (7) 公益性の高いナラ林の保全

4 具体的な実施方法

(1) 被害監視の徹底

県は、9月を県内一斉調査期間と定め、地上調査及びヘリコプターやドローンによる航空調査を実施する。

(2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施

ア 市町村及び県は、現地調査等を行い、被害状況を把握する。

イ 被害状況に応じた防除方針は別表のとおりとする。

ウ 市町村、林業事業体等及び県は、被害状況を踏まえ、防除方針に基づき、防除対策を実施する。

エ 被害木の処理は、ナラ枯れ被害を媒介するカシノナガキクイムシが羽化脱出する前の、6月20日までに完了する。

(3) 関係機関との情報及び防除方針の共有

ア 市町村及び県は、地元森林管理署等と双方の被害状況を共有する。

イ ナラ枯れ被害が民有林と国有林の双方で発生した際には、被害木の駆除方法及び今後の防除方針について協議し、効果的な防除対策の実施に努める。

ウ 県は、新たな被害市町村が確認された際は、隣接する市町村に対し、速やかに被害情報を提供するとともに、監視の強化や今後の防除対策について市町村と検討する。

エ 県は隣県の被害状況を把握し、関係機関に情報提供する。

(4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備

ア 市町村及び県は被害木の駆除や予防対策に必要な労務を把握し、これを適期に実施できるよう、**労務体制の整備**に努める。

イ 県は林業事業体等に対し、必要に応じて、被害木の駆除や予防対策に係る技術指導を行う。

(5) 伐採更新によるナラ林の若返り

市町村及び県は、ナラ林の伐採更新を促進するため、ナラ林の伐採更新の防除上の有効性及び関係する補助事業について周知する。

(6) ナラ類の利用・移動に伴う被害拡大の防止

県は、ナラ類の利用と移動に伴う人為的な被害拡大を防止するため、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン（平成 29 年 6 月 21 日付け森整第 252 号）」について、素材生産業者等に周知する。

(7) 公益性の高いナラ林の保全

市町村及び県は、保安林や景勝地等の公益性の高いナラ林を、ナラ枯れ被害から保全する必要がある場合は、予防措置を行うとともに、周辺のナラ林において駆除及び誘引捕殺、伐採によるナラ林の更新等を行い被害の拡大防止に努める。

別表

被害状況	防除対策	留意事項
【隣接地域】 前年又は当年の被害木から半径 2 k m を超え、30 k m 以内の範囲	・ 高齢なナラ林を中心に伐採利用を促進し、ナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。	・ 最新の被害状況を現地の広域振興局 林務担当部 又は農林振興センター林務担当課に確認すること。
【被害地域】 前年又は当年の被害木から半径 2 k m 以内の範囲	・ 微害地^{※1}においては、全量駆除を基本とする。 ・ 中・激害地^{※2}においては、森林の公益的な機能の回復を目的とした森林整備（伐採）を行う。 また、カシノナガキクイムシの生息密度を低下させる観点から、状況に応じて、誘引捕殺や駆除を行う。 ・ チップとしての利用が可能なナラ林については、被害木を含めて伐採利用を図り、被害駆除とともにナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。	・ 伐採利用にあたっては、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」（平成 29 年 6 月 21 日付け森整第 252 号）を遵守すること。

※1 微害地：ha 当たり、1～10 本程度の被害が発生した森林

※2 中・激害地：ha 当たり、10 本程度以上の被害が発生した森林

（ナラ枯れ被害対策マニュアル（H24.3 一般社団法人日本森林技術協会）より抜粋）